

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名	Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	施策 No.	28	施策名	魅力ある景観の形成
-----	----------------------	--------	----	-----	-----------

目的、内容	優れた自然景観・都市景観を、法や条例等によって保全していくこととあわせ、地域の活力づくりにも活用することによって、地域の誇りとして積極的な保全につなげていけるよう取り組みます。			
副次的効果、外部効果等	観光、地域活性化の効果が期待できる。 地域とともに景観づくりにかかわることにより、コミュニティの強化（地域力向上）の効果が期待できる。			
関係法令、行政計画等	景観法、景観条例、大阪府景観形成基本方針、大阪府景観計画 屋外広告物法、屋外広告物条例 建築基準法（建築協定制度） 大阪府住宅まちづくりマスタープラン（大阪府住生活基本計画）			
国等の政策、社会情勢等				
施策実施に要したコスト（職員人件費を除く）	事業のコスト（千円）	2011年度（決算額）	2012年度（決算額）	2013年度（決算見込額）
	環境目的の本施策が主たる目的であるもの	865,522	142,157	124,224
	事業費の本施策が従たる目的であるもの	5,687,062	5,759,388	6,636,530
	環境以外の目的を含む事業費	3,935,712	896,072	795,595
取組指標及び実績 （施策効果の定量評価）	名称	把握方法	実績	
	① 景観区域における建築物の届出件数	大阪府住宅まちづくり審議会資料（住宅まちづくりマスタープランの進捗状況）	2013年度 46件、12年度 68件	
	② 建築協定地区数	同上	2013年度 347地区、10年度 336地区 （2020年目標 400地区）	
	③ 景観計画策定団体の数	同上	2013年度 13団体、10年度 9団体 （2020年目標 18団体）	
施策の進捗状況	計画の主な内容	進捗状況*	主な事業の名称	事業の実施状況
	[計画本文] 法や条例等による優れた景観の保全	☆☆	景観法・景観条例に基づく規制	景観法や景観条例により地域の景観計画を定め、一定規模以上の建築物等の事前届出、景観方針への配慮、基準への適合を指導 景観計画策定区域：府域の約76%（2013年度まで）
			屋外広告物の規制、指導	「大阪府屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の掲出について、法並びに条例に基づく規制・指導を実施
	優れた景観の地域の活力づくりへの活用	☆☆	水都大阪の取組み	2003年3月策定の「水の都大阪再生構想」に基づき、親水護岸、遊歩道整備や船着場、背後地の施設と一体となった水辺の拠点づくりを推進
	[施策体系] 公共事業等における景観への配慮	☆☆	大阪府公共事業景観形成指針に基づく取組み	公共事業実施に当たり、景観のランドデザインを考え、自然環境への配慮、地域性・場所性・歴史性への配慮、機能面・安全面と景観を一体的に考慮すること等の配慮事項を規定。
			美しい景観づくりに向けた適切な誘導・規制	法・条例に基づく規制、指導（再掲）
	電線類の地中化の促進	☆☆	電線共同溝整備事業	「大阪府電線類地中化マスタープラン」に基づき、電線共同溝による電線類の地中化を推進 実績：約1.0km（2012年度）、約0.4km（13年度）
	景観を阻害する行為等の抑制	☆☆	大阪美しい景観づくり推進会議・大阪府景観形成誘導推進協議会における取組み	府民、事業者及び行政が協力し、情報交換や普及啓発、自主的取組の支援など、良好な景観形成への取組みを推進
※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗				
評価	施策目的の達成状況	評価	理由等	
	事業・工程の進捗状況	計画どおり進捗		
	目標	見直し・改善点の有無	見直し・改善点の内容等	
計画見直し又は改善事項	目標	—		
	施策の方向・主な施策	無		
	施策体系	無		
	その他の改善事項	無		
関係課室	住宅まちづくり部、都市整備部			

環境総合計画部会委員による点検（所見）	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
	評価手法がなく、実際にどこまで進捗したのか、この実施状況の記入ではわかりにくい点、検討する必要もある。 ※対応・修正済	具体的な取組み指標と実績について上げられていないとはいえ、各課での質的な取組みへの評価は、理由の所で述べるなど、行われるべきである。 ※対応・修正済	施策の関係課から、もう少し具体的な評価（質的でもよいので）を出してもらうよう、改善を期待する。